

(8) 必要諸室・設備等の一覧表

■1F

種別	諸室名	主な用途	設備等の留意点
(仮称)芸術文化資料館・図書館・地域文化創造館	搬出入口・トラックヤード	作品・資料・図書の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・搬出入口は、作品・資料等の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする ・搬出入の際に外気の影響が建物内に及ばないようにする。特に、風が強く吹き込む位置に設けることを避け、やむを得ず避けられない場合には、防風壁や植栽等によって風の影響を防ぐ ・建物内の保存環境を安定させるうえから、搬出入口は、通用口などと兼用しないこと ・トラックヤードは建物内に取り入れるように設け、大型輸送車(希望4t)が格納できるスペースを確保することが望ましい ・輸送車の排気ガス処理を図るため換気設備を設ける ・外気の影響を避けるため、トラックヤードの入口にシャッターを設置する
	作業 荷解室	作品・資料の開梱、梱包 ・梱包材料・作品搬送用木箱・フォークリフト等を保管する倉庫含む	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・荷解室は、梱包資材等の整理・保管及び、作品・資料等の移動時の安全を考慮し、荷解作業等を行う上で、安全かつ十分なスペースを確保する ・外気の影響を避けるため、トラックヤードの入口と荷解室との間及び、荷解室と廊下との間にそれぞれシャッター等を設置することが望ましい ・荷解室の床高は、作品・資料等の搬出入に差し支えないよう考慮する ・温湿度調整可能な空調設備 ・消火設備の種類は要検討 ・紫外線カット・照度調整が可能な照明設備 ・外光の入る開口部は、原則設けない
	図書返却ポスト	・館外から返却図書を投函するポスト(館内側に、返却図書をストック)	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館後も館外から図書を投函できる場所(壁面)に設置する ・館内側に、返却された図書をストックできる場所を確保する(年末年始に大量の返却図書あり)
	事務 地域文化創造館事務室	・職員の事務室 ・打合せスペース・休憩室・給湯室・更衣室含む	<ul style="list-style-type: none"> ・PC配線 ・給排水設備(熱源は電気式)
	収蔵 倉庫(標本収蔵等)	・主に標本等の収蔵庫 ・資料整理のスペースも含む	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)芸術文化資料館とは別の階に配置する ・空気清浄性に配慮し、温湿度調整・24時間稼働が可能な空調設備 ・消火設備の種類は要検討
その他	受付 総合窓口	・施設全体の利用案内 ・施設の貸出し業務 ・ミュージアムのグッズや刊行物(図録、報告書等)の販売、チケット販売(有料の企画展を行った場合のみ)	
	交流 区民ひろば(集会室含む)		
	カフェ		
	サロン(談話室)		
	サービス 活動支援室	ロッカー室、印刷・軽作業等の部屋	
	授乳室		
	事務 区民事務所		
	保健福祉センター		
共用部	安全管理 警備・作業員控室		
	搬出入用EV(1基・1~4階まで昇降)	作品・資料・図書の運搬(職員の利用可)	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・作品・資料及び関連する荷物の運搬専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考慮する ・エレベーターの入口は、資料移動の動線を考慮して荷解場に面して設置することが望ましい
	EV(2基・1~4階まで昇降)	利用者と職員が利用	<ul style="list-style-type: none"> ●その他の必要設備 ・2t以上に対応できる積載質量と、200号程度絵画(+額装・梱包分)に対応する広さを確保する ・空調設備
	通路および階段		<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・通路は作品・資料の移動が安全かつ効率的に行われるようできるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や傾斜は極力避ける ・作品・資料を運ぶ通路に関しては、有効幅を2m以上とすることが望ましい
	トイレ(各階に設置)		<ul style="list-style-type: none"> ・各階に1箇所は、高齢者、車椅子使用者、乳幼児連れや妊婦、排泄器官障害者など、さまざまな人が利用しやすいように設計された「だれでもトイレ」を設置する
	貸しロッカー・傘立ての設置場		

※今後の検討及び設計により変更する可能性がある

種別	諸室名	主な用途	設備等の留意点
(仮称)芸術文化資料館 （郷土資料分野・美術分野・文学まんが分野）	歴史資料展示室	常設展示	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・収蔵庫と同一の保存環境を実現できるように設備等を整え、利用者の出入等により、展示室が著しい外部環境の影響を受けることがないように設計する ・外光の入る開口部は、原則設けない（但し、「アトリエ村展示室」については、自然採光を検討する） ・空調・電気(照明)・消火設備等は独立して機能するよう設計する ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整・24時間稼働が可能な機能を備える ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・紫外線カット・熱線対応・照度調整が可能な照明設備 ・防犯上からも展示ケースを使用する（展示ケースの設計は、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮し、ケース内の温湿度調整の方法は、環境等を十分に考慮した上で採用する。また、展示ケースのガラス等は、十分な強度をもったものを使用し、災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することは有効である。移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講ずる） ・展示室の面積は、文化庁の施設配置に関する基準を踏まえ、十分なスペースを確保する
	美術展示室	基本的に所蔵品による展示（時には企画展と連動させる）	<ul style="list-style-type: none"> ●その他の必要設備 ・個別に、照度調整が可能な照明設備（スポットライト） ・防犯・防火対策のために展示室の入り口に扉やシャッター等を設ける ・展示に適し強化された壁面とする ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする ・天井高5m（最低4.5m）とし、壁面の高さをできるだけ確保する ・「歴史資料展示室」については、展示物によっては一部5m以上の天井高を検討する ・「歴史資料展示室」は、展示構成に合せた造りつけの展示ケースと可動式展示ケースを設けるものとする ・「美術展示室」「企画展示室」「アトリエ村展示室」は、原則、可動壁・可動式角柱・可動式展示ケース（一部、造りつけの壁面収蔵の展示ケースも検討）を設置するものとし、壁面にピクチャーレールを設置する ・「企画展示室」と「美術展示室」との関係は、一体的な展示室となるよう、可動間仕切り等によって面積を調節可能なものとする ・「アトリエ村展示室」は、部分再現や、既存ジオラマの活用等を検討する。また、「アトリエ村展示室」の動線は、「歴史資料展示室」と「美術展示室」との橋渡しとなるよう工夫し、加えて両展示室の導入となるものとする
	企画展示室（3分野共用）	企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面しない位置に配置することが望ましい ・収蔵庫の床面積は、将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい ・収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ぼないようにする ・間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する ・収蔵庫の外壁が外部と面する場合、結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する ・収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出のおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する ・収蔵庫の扉は原則として1ヶ所とし、機密性、防火性に優れたものを設置する ・収納棚等は地震等により移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする ・庫内の出入口付近のスペースは広くとる ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・空調・電気(照明)・消火設備等は独立して機能するよう設計する ・漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるようにする ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整・24時間稼働が可能な機能を備える
	アトリエ村展示室	郷土資料分野と美術分野をつなぐアトリエ村の導入展示	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・地下階・最上階・南西に面しない位置に配置することが望ましい ・収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ぼないようにする ・間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する ・収蔵庫の外壁が外部と面する場合、結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する ・収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出のおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する ・収蔵庫の扉は原則として1ヶ所とし、機密性、防火性に優れたものを設置する ・収納棚等は地震等により移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする ・庫内の出入口付近のスペースは広くとる ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・空調・電気(照明)・消火設備等は独立して機能するよう設計する ・漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるようにする ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整・24時間稼働が可能な機能を備える
収蔵作業	歴史資料収蔵庫	資料の保管	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・空調の吹出・吸込口の位置は、収蔵棚のレイアウトを考慮する（空調の風が直接あたる位置に収蔵棚を配置してしまうと、温度差が生じ資料が傷む） ・紫外線カット・熱線対応・照度調整が可能な照明設備 ・外光の入る開口部は設けない
	美術品収蔵庫	美術作品の保管	<ul style="list-style-type: none"> ●その他の必要設備 ・各分野独立した収蔵庫を設ける ・扉は200号絵画（+額装・梱包分）を搬入できる大きさの二重扉とし、内側は杉材等の吸放湿性に優れたものを使用する ・天井高5m（最低4.5m） ・中2階または積層棚を検討する（積層棚は、1層部のレイアウトが固定される構造のため、慎重に検討する） ・収蔵品のサイズや保管方法に合せて、移動式ラック（床、または天井にレールが必要）や収納棚を検討する ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする（資料の重量を考慮し十分な床荷重をとる）
	文学・まんが資料収蔵庫	資料の保管	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・地下階・最上階・南西に面しない位置に配置することが望ましい ・収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ぼないようにする ・間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する ・収蔵庫の外壁が外部と面する場合、結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する ・収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出のおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する ・収蔵庫の扉は原則として1ヶ所とし、機密性、防火性に優れたものを設置する ・収納棚等は地震等により移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする ・庫内の出入口付近のスペースは広くとる ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・空調・電気(照明)・消火設備等は独立して機能するよう設計する ・漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるようにする ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整・24時間稼働が可能な機能を備える
	歴史資料収蔵庫前室	・収蔵庫の温湿度を安定させる部屋（庫外の影響が庫内に直接及ぼないようにする）	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・前室は、庫外の影響が収蔵庫内に直接及ぼないようにするため、収蔵庫の入口前に配置し、機能を果たす十分なスペースを確保する
	美術品収蔵庫前室	・借用作品の一時保管の部屋と作品・資料等の撮影場を兼ねる	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵庫と同一の保存環境を実現できるように設計する ・人の安全と作品・資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・外光の入る開口部は設けない
	文学・まんが資料収蔵庫前室		<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・各分野独立した前室を設ける ・扉は200号絵画（+額装・梱包分）を搬入できる大きさの耐火性のあるもの ・天井高5m（最低4.5m） ・撮影（照明等）に対応できる電源設備 ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする
	物品倉庫（3分野共用）	刊行物、消耗品等の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度調整可能な空調設備 ・人の安全と資料の安全に配慮した優れた防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・外光の入る開口部は、原則設けない ・刊行物、消耗品等収蔵に適した棚・キャビネットを設置 ・天井高5m（最低4.5m） ・中2階または積層棚を検討する
	展示準備室（郷土・美術共用）	・展示準備を行う部屋 ・展示資材（可動式展示ケース・展示パネル・角柱・スポットライト・梯子・椅子等）を保管	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・温湿度・照明については、収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する ・人の安全と作品・資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・展示室に隣接する場所に配置 ・空調・電気・消火設備等が独立して機能していること ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整が可能な機能を備える ・紫外線カット・熱線対応・照度調整が可能な照明設備 ・外光の入る開口部は設けない ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする
調査研究事務作業書庫	調査研究室・開架書庫（3分野共用）	3分野のレファレンス・資料検索・専門書等の閲覧室を兼ねる部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度調整可能な空調設備 ・人と資料等の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ・「事務・学芸室」に隣接した場所に配置し、お互いの部屋の活動が見えるように工夫する ・PC配線
	事務・学芸室（3分野共用）	・職員の事務室・学芸員の調査研究室・館長室 ・打合せスペース・休憩室・給湯室・更衣室含む	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度調整可能な空調設備 ・「調査研究室・開架書庫」に隣接した場所に配置し、お互いの活動が見えるように工夫する ・PC配線 ・給排水設備（熱源は電気式）
	学芸員作業室・閉架書庫（3分野共用）	学芸員の作業室、閉架書庫、作品・資料等の撮影場、打合せスペース	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・温湿度・照明については、収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する ・人と資料等の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消火設備の種類は要検討） ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・PC配線 ・撮影（照明等）に対応できる電源設備
	友の会・ボランティアスタッフの作業室・控室（3分野共用）	友の会・ボランティアスタッフの作業室及び控室	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度調整可能な空調設備 ・PC配線
共用部	搬出入用EV（1基・1～4階まで共通）	作品・資料・図書の運搬（職員の利用可）	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・作品・資料及び関連する荷物の運搬専用とし、充分な容積と地震等への安全性を考慮する ・エレベーターの入口は、資料移動の動線を考慮して荷解場に面して設置することが望ましい ●その他の必要設備 ・2t以上に対応できる積載質量と、200号程度絵画（+額装・梱包分）に対応する広さを確保する ・空調設備
	EV（2基・1～4階まで共通）	利用者と職員が利用	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子対応
	通路および階段		<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁の指針及び基準を踏ました設備 ・通路は作品・資料の移動が安全かつ効率的に行われるようできるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や傾斜は極力避ける ・作品・資料を運ぶ通路に関しては、有効幅を2m以上とすることが望ましい
	トイレ（各階に設置）		<ul style="list-style-type: none"> ・各階に1箇所は、高齢者、車椅子使用者、乳幼児連れや妊婦、排泄器官障害者など、さまざまな人が利用しやすいように設計された「だれでもトイレ」を設置する
	貸しロッカー・傘立ての設置場	利用者用	<ul style="list-style-type: none"> ・作品・資料の盗難、破損等を防ぐため、展示室の近くに設置する（通路に設置）

※今後の検討及び設計により変更する可能性がある

種別	諸室名	主な用途	設備等の留意点
図書館	一般書コーナー	開架・閲覧	・開架書架間は車椅子が通れる幅を確保する ・閲覧席は一箇所に集約せず、館内にふりわけて配置(合計123席以上)し、すべてに机は設けない ・震動を吸収し耐久性及び強度のある床とする(図書館資料の重量を考慮し十分な床荷重をとる) ・防音(足音の吸収)設備 ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備(消火設備の種類は要検討) ・図書館資料の盗難防止のため、ICタグによるチェックゲートを貸出・返却カウンターの近くに設ける(入口は1箇所に絞り、「文学・まんが展示室」の観覧者の利用者動線も考慮して整理する) ・「児童書コーナー」は、子どもの背丈に合わせた低い書架とし、子どもの声が館内に響かないよう、仕切られた空間とするが、死角ができないようレイアウト等に配慮する。
	新聞・雑誌コーナー		
	行政資料コーナー		
	文庫本コーナー		
	ヤング・アダルトコーナー		
	児童書コーナー		
	お話会会場・親子専用読書スペース	お話会会場(30~40人収容)	・1クラス(30~40人)が収容できるスペースを確保する ・「児童書コーナー」から「お話会会場・親子専用読書スペース」の活動が見えるように工夫する ・子どもたちや親子が落ち着いてゆったりと読書できる空間とする ・防音設備を備え、震動を吸収する床とする(階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする)
図書館	貸出・返却カウンター	・主に図書の貸出業務 ・簡易なレファレンス機能も含める	
	閉架	閉架書庫・倉庫	・閉架図書の収蔵 ・除籍図書等の一時保管、消耗品・展示装飾品等の保管
			・空気清浄性に配慮し、温湿度調整が可能な空調設備 ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする(図書館資料の重量を考慮し十分な床荷重をとる) ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備(消火設備の種類は要検討) ・約3万冊の図書を収蔵できるスペースを確保する
事務作業	事務室	職員の事務室	・カウンターバックに配置することが望ましい
	多目的室	応接室、職員の打合せ、ボランティア団体等の活動室	・可動間仕切りによって面積を調節可能なものとする ・震動を吸収する床とする(階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする)
	選書・装備作業室	図書資料の選書、新刊受入れ準備及び装備作業	・震動を吸収する床とする(階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする)
	更衣室・休憩室	職員・委託業者・活動団体等が利用	・男女別が望ましい ・昼食や休憩スペースとしても活用する
	給湯室		・給排水設備(熱源は電気式)
(仮称)学芸館	展示	文学・まんが展示室	●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・収蔵庫と同一の保存環境を実現できるように設備等を整え、利用者の出入等により、展示室が著しい外部環境の影響を受けることがないように設計する ・外光の入る開口部は、原則設けない ・空調・電気・消火設備等が独立して機能していること ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整・24時間稼働が可能な機能を備える ・人の安全と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備(消火設備の種類は要検討) ・紫外線カット・熱線対応・照度調整が可能な照明設備 ・防犯上からも展示ケースを使用する(展示ケースの設計は、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮し、ケース内の温湿度調整の方式は、環境等を十分に考慮した上で採用する。また、展示ケースのガラス等は、十分な強度をもったものを使用し、災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することは有効である。移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講じる) ●その他の必要設備 ・個別に、照度調整が可能な照明設備(スポットライト) ・防犯・防火対策のために展示室の入り口に扉やシャッター等を設ける ・展示に適し強化された壁面とする ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする ・壁面の高さをできるだけ確保する ・原則、可動壁・可動式角柱・可動式展示ケース(エア・タイトケース等)とする(一部、造りつけの壁面収蔵の展示ケースも検討) ・壁面にピクチャーレールを設置する ・併設する図書館から展示室の活動内容が見えるよう工夫をする
	収蔵作業	展示準備室(文学・まんが)	●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・温湿度・照明については収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する ・人の安全と資料の安全に配慮した優れた防犯・防火・防塵設備(消火設備の種類は要検討) ●その他の必要設備 ・展示室に隣接する場所に配置 ・空調・電気・消火設備等が独立して機能していること ・空調設備は、空気清浄性に配慮し、温湿度調整が可能な機能を備える ・紫外線カット・熱線対応・照度調整が可能な照明設備 ・外光の入る開口部は設けない ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする
その他	大気汚染測定室		
共用部	搬出入用EV(1基・1~4階まで昇降)	作品・資料・図書の運搬(職員の利用可)	●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・作品・資料及び関連する荷物の運搬専用とし、充分な容積と地震等への安全性を考慮する ・エレベーターの入口は、資料移動の動線を考慮して荷解場に面して設置することが望ましい ●その他の必要設備 ・2t以上に対応できる積載質量と、200号程度絵画(十額装・梱包分)に対応する広さを確保する ・空調設備
	EV(2基・1~4階まで昇降)	利用者と職員が利用	・車椅子対応
	通路および階段		●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・通路は作品・資料の移動が安全かつ効率的に行われるようできるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や傾斜は極力避ける ・作品・資料を運ぶ通路に関しては、有効幅を2m以上とすることが望ましい
	トイレ(各階に設置)		・各階に1箇所は、高齢者、車椅子使用者、乳幼児連れや妊婦、排泄器官障害者など、さまざまな人が利用しやすいように設計された「だれでもトイレ」を設置する

※今後の検討及び設計により変更する可能性がある

種別	諸室名	主な用途	設備等の留意点	
地域文化創造館	防音室(大)	・講演会、ミニシアター、コンサート ・音楽(歌・演奏)、演劇、ダンス等	・防音(遮音)設備 ・震動を吸収し(階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする)、耐久性及び強度のある床とする ・電気容量を高くする ・スクリーン、プロジェクター(電動) ・映像設備 ・収納式の舞台	・照明設備(スポットライト) ・壁面収納式の固定椅子 ・ダンスレッスン用壁面鏡を備える ・ミキサー機能の設置を検討する ・ミニコンサートホール、ライブハウスに適した設備とする ・音響設備(9.2chあるいは11.2chサラウンドタイプ)
	防音室(中)	音楽(歌・演奏)、演劇、ダンス等	・防音(遮音)設備 ・震動を吸収し(階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする)、耐久性及び強度のある床とする	・電気容量を高くする ・ダンスレッスン用壁面鏡・バー(バレエ等)を備える
	防音室(小)	音楽(歌・演奏)、演劇等	・防音(遮音)設備 ・震動を吸収し(階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする)、耐久性及び強度のある床とする ・電気容量を高くする	
	防音室(小)			
	防音室(小)			
	防音室(小)			
	貸室	講座、会議等		
	会議室(中)	学習会、サークル活動等		
	会議室(小)		・可動間仕切りによって面積を調節可能なものとする	
	会議室(小)			
	会議室(小)			
	和室	茶道、舞踊、ヨガ、体操等	・12畳程度 ・水屋(給排水設備)	・更衣室の側に配置することが望ましい
	調理実習室	調理実習等	・調理以外の利用も可能にするため、固定設備は全て壁側に寄せる配置とする ・車椅子利用者等に配慮した設備	・調理台・給排水設備 ・熱源は電気式とする
	美術室	絵画、彫刻、書道等の制作	・給排水設備 ・汚れが落ちやすく、耐久性及び強度のある床とする	・美術制作以外の利用も可能とする ・全体調整の中で増床を検討
	陶芸室	陶芸の制作	・給排水設備 ・汚れが落ちやすく、耐久性及び強度のある床とする	
	陶芸窯室	陶芸の制作	・汚れが落ちやすく、耐久性及び強度のある床とする ・窯は電気式陶芸窯(素焼き用と本焼き用を設置)とする	
サービス	給湯室(利用者用)	部屋を借りた利用者専用	・給排水設備(熱源は電気式)	
	更衣室(利用者用)			
	貸しロッカ一室	・部屋を借りた利用者専用 ・材料・道具・荷物等の保管	・全体調整の中で増床を検討する	
交流	パブリックスペース	・利用者の休憩スペース ・軽作業、ワークショップ	・開かれた施設の顔として、活動の様子が伝わり気軽に立ち寄れる場となるよう工夫する	
	展示	区民作品等展示コーナー	・壁面にピクチャーレールを設置する ・可動式展示ケースを設ける	
その他	収蔵	倉庫	・展示資材(大型の展示パネル等)の保管	
	健康づくり支援	保健所(健康づくり支援機能)	・利用していないときに、地域文化創造館の貸室として活用することを検討する	
共用部	搬出入用EV(1基・1~4階まで昇降)	・作品・資料・図書の運搬(職員の利用可)	●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・作品・資料及び関連する荷物の運搬専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考慮する ・エレベーターの入口は、資料移動の動線を考慮して荷解場に面して設置することが望ましい	●その他の必要設備 ・2t以上に対応できる積載質量と、200号程度絵画(十額装・梱包分)に対応する広さを確保する ・空調設備
	EV(2基・1~4階まで昇降)	・利用者と職員が利用	・車椅子対応	
	通路および階段		●文化庁の指針及び基準を踏まえた設備 ・通路は作品・資料の移動が安全かつ効率的に行われるようできるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や傾斜は極力避ける ・作品・資料を運ぶ通路に関しては、有効幅を2m以上とすることが望ましい	
	トイレ(各階に設置)		・各階に1箇所は、高齢者、車椅子使用者、乳幼児連れや妊婦、排泄器官障害者など、さまざまな人が利用しやすいように設計された「だれでもトイレ」を設置する	

※今後の検討及び設計により変更する可能性がある

■付帯施設等

種別		施設名	主な用途	設備等の留意点
地域文化創造館	貸室	体育館	スポーツ、レクリエーション活動、発表会等	・既存施設の設備を維持する ・本複合施設と体育館との間に連絡通路等を設ける
(仮称)芸術文化資料館	作業	洗い場・干し場	主に民俗資料等を洗い、陰干しを行う場所	・屋根・壁・シャッターを設けた独立した建物とし、搬入口に隣接した場所に配置する ・風通りのよい場所に博物館用の網戸を取り付けた窓を設ける ・資料を洗うための給排水設備(蛇口4、5つ)と、1坪程度の浅い水槽スペースを備える ・作業台・棚・すのこ等の備品を置くことを考慮して、干し場と洗い場のスペース配分を検討する
その他	ごみ置き場	本複合施設全体で使用する		・ごみの荒散等を防ぐため、鍵付きの物置、またはケース等を検討する ・建物から離れた場所に設置し、特に搬入口とは隣接しないこと
	駐車場・駐輪場	利用者及び職員(業務)で使用		・身障者用・業務用(物品の搬出入)・大型バスでの来所を考慮したスペースを確保する
	敷地・ピロティ・屋上・バルコニー等のスペース	ワークショップや体験活動等、有効活用することを検討する		・屋上・バルコニーに庭園を設ける場合は、階下の部屋へ水害や虫害を与えないよう、水はけや防水等の対策を講じる

※今後の検討及び設計により変更する可能性がある